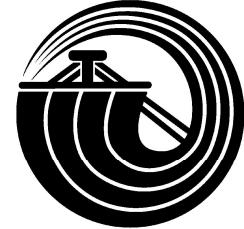


● 松右衛門帆事件

知財高裁 R3.3.25 R2(行ケ)10127 審決取消請求事件(森義之裁判長)

NPO 法人の高砂物産協会が商標権者である商標「松右衛門帆(図形)」(右図)に対して不使用取消審判が請求され、これが不成立とされたため当該審決の取消しが求められた事案である。

指定商品は第 16、18、24 類で、争点となったのが、被告(審判被請求人、商標権者)が使用商品として提出した「かばん」が、指定商品中の第 18 類に該当するか否かである。



松右衛門帆

本件商標の出願当時の指定商品は単に第 18 類「かばん類、袋物」のように記載されていたが、商標中の「松右衛門帆」の語が、兵庫県高砂生まれの偉人、工楽松右衛門が発明した帆を意味することから、4 条 1 項 16 号の拒絶理由通知を受け、「工楽松右衛門の創製した帆布を用いたかばん類」のように補正された経緯がある。

このような指定商品について、審判段階において不使用取消請求が不成立と判断されたことは、被請求人である商標権者が、本件商標を「工楽松右衛門の創製した帆布を用いたかばん類」について使用したことを証明したことによる。

したがって、審決取消訴訟における原告の審決取消理由は、被告が提出した商品「かばん」が、「工楽松右衛門の創製した帆布」を用いているとは言えないという主張となる。

原告が主張する「工楽松右衛門の創製した帆布」とは、木綿糸で織り上げられた厚手の帆布であることに加えて、少なくとも、①布の両端 1 寸ほどについては縦糸 1 本横糸 2 本で織り、それ以外の部分については縦糸 2 本横糸 2 本で織っているという特徴、②幅の長さは 2 尺 5 寸(約 75 センチ)ほどのものであるという特徴を有していることである。

この点について判決は、まず神戸工科大学の D 教授による、神戸大学海事博物館に所蔵されていた「松右衛門帆」という資料の調査に言及した。D 教授の調査結果では、①2 本の単糸を引き揃えにしている点、②縦糸が経糸より 3 倍太くなっていて、極端に太い点に特徴があると結論付けられていた。そして判決は、被告商品に用いられている「布地」はこれらの特徴を備えていると認定した。

さらに判決は、広辞苑、大辞林などの各辞典の記載や司馬遼太郎「菜の花の沖一」の記載、その他の資料を検討した結果、「松右衛門帆」は江戸時代後期に工楽松右衛門によって発明され、明治時代まで帆船の帆などとして広く使用されていたが、現代において帆船が用いられなくなったことに伴い、急速に姿を消していったため、被告が平成 22 年頃から「松右衛門帆」を復元するまでこれがどのような物であるかについては、D 教授のような一部の専門家以外にはその詳細は不明となっていて、一般には各辞典に記載されていた「太い綿糸で織られた幅広い厚手の帆布」程度の情報になっていたと認定した。

その上で判決は、「松右衛門帆」とされるものでも幅やその他の形状について帆船の帆として使用されていた当時から既に相当にバラつきがあったと推認されるとし、D 教授の結論した①②の特徴が本件商品の取引者、需要者に認識されていたとは認められないとして、原告の商品定義に関する主張を斥けた。

そして本件被告商品に使用された布地は、太い木綿糸を用いて、2 本の単糸を引き揃えにして平織りにし、かつ縦糸の太さが経糸より約 3 倍太くなっていた厚手の帆布なのであるから、取引者、需要者が観念し得る「工楽松右衛門の創製した帆布」として要件を満たすので、本件かばんは指定商品に該当すると結論した。

本件判決では、「松右衛門帆」が一旦消滅したため、現代において何をもって「松右衛門帆」と言うかの認定が非常に難しく、たくさんの資料を検討した上で需要者らの認識を認定し、指定商品の該当性を判断しているが、例えば商標中にアメリカの地名が含まれていて、指定商品を「アメリカ製の被服」のように補正した場

合、「アメリカ製」とは何を以って言うのかということさえ、はっきりしていない。アメリカ本土で製造されていないのか、アメリカでデザインされ、製造だけ中国で行なわれたものでもよいのかなど、特許庁の運用として明瞭にしておいて頂きたいものである。

● Ujicha 事件

知財高裁 R3.3.30 R2(行ケ)10133 審決取消請求事件(菅野雅之裁判長)

第 30 類「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の 4 府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶ほか」を指定商品として、京都府茶協同組合が団体商標出願として出願した本願商標「Ujicha」(標準文字)が、商標法 3 条 1 項 3 号により拒絶されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。

原告は、本願商標が識別性を有することの根拠として、原告名義で漢字の「宇治茶」が地域団体商標として商標登録されているので「宇治茶」自体が出所識別機能を有していることを挙げ、欧文字で表記されている本願商標「Ujicha」は普通に用いられている方法で表示するものではないと主張した。

しかし判決は、我が国におけるローマ字の普及状況に鑑みれば、需要者において、「Ujicha」が「宇治茶」の表音を欧文字で表記したものと容易に認識できるので、本願商標はその指定商品との関係で、「京都府宇治地方で製造又は販売する茶」であることを認識させるので、単に商品の産地、販売地、品質又は原材料を普通に用いられる方法で表示するものであり、3 条 1 項 3 号に該当すると判断した。

「宇治茶」が地域団体商標として商標登録されているとの原告の主張について判決は、興味深いことを言っている。商標法 7 条の 2 は、地域名と商品名からなる商標は識別力を有しないため、原則として 3 条 1 項 3 号又は 6 号に該当すると解されることから、一定の要件を備えた場合に、「第 3 条の規定にかかわらず」地域団体商標の登録を受けることができるとしているものであり、地域団体商標の登録を受けたからといって、当然に 3 条 1 項 3 号に該当しないことになるわけではないことは明らかである。

判決がいう地域団体商標の登録要件としての「一定の要件」とは、使用による識別性(周知性)の獲得を意味するが、3 条 2 項の使用による識別性では商標権が日本全国に及ぶことから全国周知が必要なところ、地域団体商標では一定の範囲内での周知性でよいと商標審査基準が解説しているので、判決は地域団体商標として登録されたからと言って、3 条 2 項の全国周知になっているとは限らないということを行っていると思われる。

而して判決は、次に 3 条 2 項該当性について判断している。原告は、周知性立証のため、組合員である(株)伊藤久右衛門と矢野園の使用証拠を提出したが、判決はいずれも否定した。まず伊藤久右衛門の使用例では、ティーバッグに「UJICHA TEA BAG」と表示されていたが、本願商標とは文字数や記載ぶりが大きく異なる点を指摘した。矢野園の煎茶の包装には「UJICHA」と記載されていたが、原告組合との関連性を示す記載がなく、原告固有の商標として表示しているのか、単なる産地表示や品質表示として使用しているのかが明らかではないため、需要者は、原告又はその構成員固有の出所識別標識であると直ちに認識、理解するとはいえないとして、本願商標の 3 条 2 項該当性を否定した。

判決が指摘するように、組合員による使用例が僅か 2 社だけというのでは、組合全体の商標としての使用証拠としては不十分と言わざるを得ないであろう。